

保護者 様

「新型インフルエンザ（A/H1N1）」は平成 23 年 4 月 1 日より季節性インフルエンザへ移行し、「インフルエンザ」となりました。これにともない出席停止の期間が「解熱した後二日を経過するまで」となります。

インフルエンザに感染した児童生徒は、法律の規定により出席停止となり、その間は休んでも欠席日数にはなりません。上記のとおり、インフルエンザは解熱した後、（平熱に下がった日）2日を経過するまでが出席停止の期間となっています。しかし、薬の効果により治癒する以前に解熱する場合はほとんどですので、治癒については主治医に助言をもとめてください。また、再登校するに当たって改めて「治癒したかどうか」について医師の診察を受ける必要性については、医師の指示にしたがってください。

インフルエンザが治癒し、登校するときは、この「治癒報告書」を提出してください。この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入してもらうものではありません。

## 治 癒 報 告 書

学校長 様

年 組 番

児童・生徒氏名

上記の者の下記疾患は、治癒しており他に感染のおそれはないことを報告いたします。

記

疾患名	インフルエンザ
発症日（咳・鼻水・発熱等かぜ様の症状が出た日）	年 月 日
受診した医療機関名	
医療機関受診日	年 月 日
医師より療養が必要とされた期間	年 月 日まで

年 月 日

保護者氏名

印